

長野県市町村合併審議会について

市町村課

1 市町村合併審議会の概要

(1) 審議会の位置付けについて

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づき、長野県条例により設置する審議会。
- ・県は、当該審議会の意見を聴いて、「市町村の合併の推進に関する構想（合併構想）」を策定する。
- ・「市町村合併は関係市町村の主体的な判断で決定するものである」という県の基本的な方針により、県で独自に組合せを示すのではなく、あくまで関係市町村からの申入れに基づき構想を策定する。

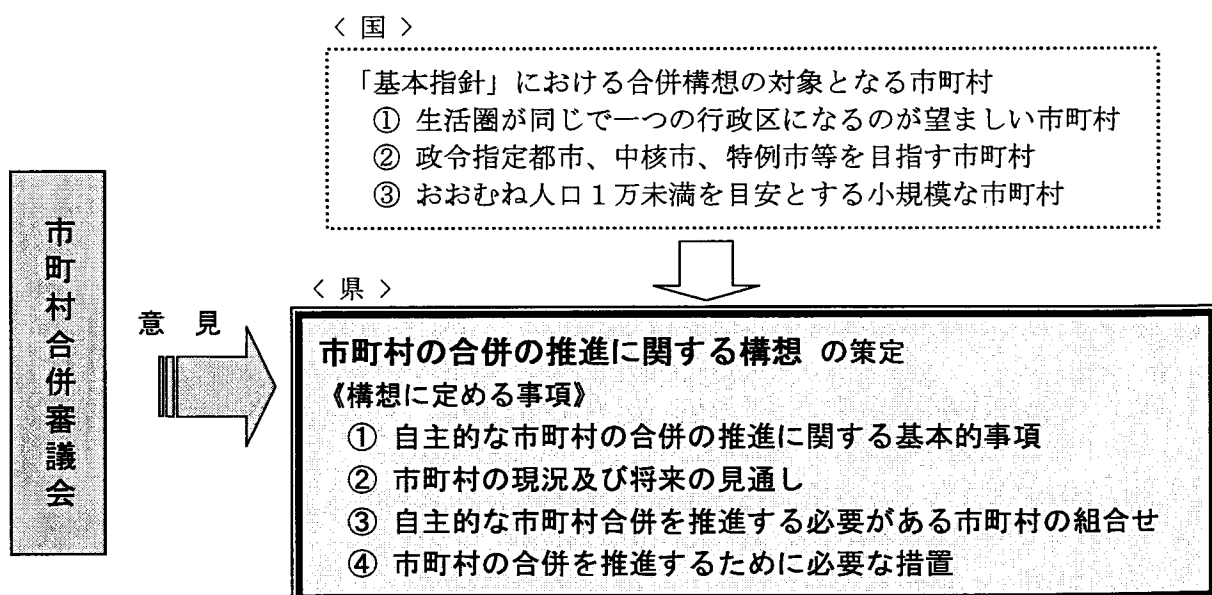
(2) 設置条例について

名 称	長野県市町村合併審議会
審 議 事 項	(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想を調査審議 (2) 知事の諮問に応じ、自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議
委員の構成	知事が任命した学識経験者（市町村長、農業・商工業関係者、大学教授等）
委員の人数	10人以内
委員の任期	2年

2 構想の策定について

- ・【法第58条】総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定（H17.5.31告示）。
- ・【法第59条】都道府県は、基本指針に基づき自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、市町村合併推進審議会（条例設置）の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定するものとする。
- ・【法第61条】知事は、構想に基づき、合併に関するあつせん・調停、合併協議会設置又は合併協議推進の勧告を行うことができる。

※ 国の財政支援措置を受けるためには、構想の策定が必要



長野県市町村合併審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定により、長野県市町村合併審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「|固定資産評価審議会の委員 |」を

「|市町村合併審議会の委員 |
|固定資産評価審議会の委員 |」に改める。

長野県市町村合併審議会委員

任期：平成19年4月20日～平成21年4月19日【2年】

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等	備考
いちかわ みき季 市川美季	(株)カントリープレス取締役副社長・統括編集長	～H20.8.1
いとう きへい 伊藤喜平	長野県町村会副会長、下條村長	H20.5.15～
たか はし ひこよし 【高橋彦芳】	【長野県町村会副会長、栄村長】	【～H20.5.14】
いとう よしと 伊東義人	前伊那市高遠町地域自治区長	
こばやし いさお 小林勇生	(社)経営者協会理事・中野飯山支部長、 中野プラスチック工業(株)代表取締役社長	
ささき えつこ 佐々木悦子	長野県商工会女性部連合会副会長、 臼田町商工会女性部長	
すずみ しんいち 鷺見真一	NPO法人 SCOP (ス Copp) 理事長	
にし つか ようこ 西塚洋子	J A長野県女性協議会会長、J A南信州女性部長	
ぬま おみ ひこ 沼尾史久	信州大学経済学部教授	会長代理
もたい そういち 母袋創一	長野県市長会副会長、上田市長	
よこみち きよたか 横道清孝	政策研究大学院大学教授	会 長

長野県市町村合併審議会の概要

審議会名	長野県市町村合併審議会
設置根拠	長野県市町村合併審議会条例（平成19年3月22日公布）
調査審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な市町村の合併の推進に関する構想に係る事項 ・自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項
審議の経過	<p>第1回審議会</p> <p>1 日時 平成19年4月20日</p> <p>2 場所 長野県庁 3階 特別会議室</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長の選出について (2) 合併審議会の設置について (3) 市町村合併の状況について (4) 市町村の合併の特例等に関する法律【合併新法】等について (5) 審議会の位置付けと進め方について <p>第2回審議会</p> <p>1 日時 平成19年8月8日</p> <p>2 場所 長野県庁3階特別会議室</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村を取り巻く状況について <ul style="list-style-type: none"> ① 地方分権の推進 ② 人口減少と少子高齢社会の進行 ③ 広域的な行政需要等の課題 (2) 県内市町村の行財政運営の状況について (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村へのアンケート結果 ② 合併に向けた市町村の動向 ③ 市町村合併に係る審議会の全国の状況 <p>第3回審議会</p> <p>1 日時 平成19年10月17日</p> <p>2 場所 長野県庁3階特別会議室</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村の望ましい姿について (2) 市町村合併の必要性について <ul style="list-style-type: none"> ① 合併市町村に対するアンケート結果 ② 合併市町村における地域自治組織の状況

(3) 県の役割について

- ① 旧法と新法との財政支援措置の比較
- ② 旧法下における合併市町村等に対する県の支援策
- ③ 今後の行財政運営に関するアンケート結果

第4回審議会

1 日時 平成20年2月19日

2 場所 長野県庁3階特別会議室

3 議事

(1) これまでの審議に係る総括について

- I 市町村の現況及び将来の見通し
- II 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
- III 構想対象市町村の組合せ
- IV 自主的な市町村の合併を推進していくために必要な措置

(2) その他

- ① 合併に向けた市町村の動向
- ② 今後の審議スケジュール

第5回審議会

1 日時 平成20年7月4日

2 場所 長野県庁3階特別会議室

3 議事

(1) 長野県市町村合併構想(案)について【諮問】→【答申】妥当

(2) 長野県の合併支援について

- ① 長野県市町村合併支援方針
- ② 新長野県市町村合併支援プラン

(3) その他

- ① 合併に向けた市町村の動向
- ② 合併機運の醸成に係る講演会等の開催について